

教育委員会会議録

開会の日時	令和3年9月27日 午後7時00分
閉会の日時	平成3年9月27日 午後7時15分
会議の場所	伊勢市教育委員会 小俣総合支所3階 大研修室 (Web会議形式)
出席者の氏名	教育長 北村 陽 教育長職務代理人 鍋島 健二 教育委員 中村 孝史・永井 正高・駒田 聡子・中西 康裕
会議録に署名する委員氏名	駒田 聡子・中西 康裕
会議に出席した者の職・氏名	(説明のために出席した者) 事務部長 鈴木 光代 学校教育部長 籠谷 芳行 教育総務課長 前村 忍 学校統合推進室長 丸山 光 学校教育課長 山鹿 富生 社会教育課長 山口 真司 スポーツ課長 沖塚 孝久 教育研究所長 西村 朱美 学校統合推進室副参事 中野 温 学校教育課副参事 亀山 知典 学校教育課副参事 中川 靖美 学校教育課副参事 西尾 正美 学校教育課副参事 上永 真弓 教育研究所副参事 村井 雅哉 (職務のために出席した事務局職員) 教育総務課総務係長 岡村 基司
会議に付した事件	議案第55号 奨学生の決定について 議案第56号 伊勢市中学校給食共同調理場調理等業務受託者選定委員会規則の制定について 議案第57号 外国語指導助手の勤務条件等に関する規則の一部改正について
会議の要旨	別添のとおり

教育長

開会の宣言

会議録署名委員の指名 中村委員、永井委員を指名

会議に付する案件

議案第 55 号 奨学生の決定について

議案第 56 号 伊勢市中学校給食共同調理場調理等業務受託者選定委員会規則の制定について

議案第 57 号 外国語指導助手の勤務条件等に関する規則の一部改正について

議案第 55 号は個人情報に関することとなるため、伊勢市教育委員会会議規則第 14 条の規定において非公開とする旨、教育長職務代理者から提案され承認。

教育長

議事に入る前に、私から報告をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症については、県内に緊急事態宣言は出されているところですが、県内においては感染者数は減少傾向になり、今日から小中学校では学年などによる分散登校を開始し、10 月 1 日からは通常の登校となる見込みです。

今年度は、小中学校や教育委員会主催のほとんどのイベントや大会が中止または延期となり、国民体育大会三重県大会も中止決定され 6 年後の延期もしないと決定されたところです。

各小中学校では、新型コロナウイルス感染症拡大の中でも子どもたちの健やかな学びを保障するため、運動会や修学旅行など学校行事は内容や方法、実施時期などを工夫して実施したいと考えております。特に修学旅行については、東紀州や和歌山県へ行き先や内容を変更して実施する予定です。

私からの報告は以上です。

教育長

それでは議事に入ります。議案第 55 号「奨学生の決定について」を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

(以下、審議内容については非公開)

(原案どおり承認)

教育長

つづきまして、議案第 56 号「伊勢市中学校給食共同調理場調理等業務受託者選定委員会規則の制定について」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

学校教育課副参事

議案第 56 号「伊勢市中学校給食共同調理場調理等業務受託者選定委員会規則の制定について」ご説明申し上げます。

伊勢市中学校給食共同調理場では、安心安全な給食を提供するため、調理、配缶、10 中学校施設における給食食材の配膳業務を行っています。

調理業務受託者との契約が来年度 7 月末で終了することから、新たに業務受託者を選定する委員会を設置するための規則でございます。

規則をお認めいただきましたならば選定委員会を設置し、来年度 8 月からの伊勢市中学校給食共同調理場調理等業務にかかる業務受託者の選定を進めてまいります。

以上、議案第 56 号「伊勢市中学校給食共同調理場調理等業務受託者選定委員会規則の制定について」ご説明申し上げます。

何卒、よろしくお願いいたします。

教育長

ただ今、学校教育課から説明をいたしましたが、ご意見ご質問はございませんか。

教育長

ご意見ご質問も無いようですので、採決を採りたいと思います。

議案第 56 号「伊勢市中学校給食共同調理場調理等業務受託者選定委員会規則の制定について」、賛成の方は挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

全員賛成とのことでございます。よって議案第 56 号「伊勢市中学校給食共同調理場調理等業務受託者選定委員会規則の制定について」は、原案どおり承認することに決定をいたしました。

教育長

つづきまして、議案第 57 号「外国語指導助手の勤務条件等に関する規則の一部改正について」を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

学校教育課副参事

議案第 57 号「外国語指導助手の勤務条件等に関する規則の一部改正について」ご説明申し上げます。

これは、外国語指導助手の不妊治療を受けるための休暇、出生応援休暇を新設するため規則を改正しようとするものであります。

不妊治療は経済的な負担のほか精神的・体力的に負担が重く、頻繁な通院も

必要となることから、不妊治療を受けるための休暇制度を導入することにより、不妊治療と仕事の両立のための職場環境の整備を行うことが今回の改正の趣旨であります。

内容につきましては、外国語指導助手が不妊治療を受けるため1回の申請につき、連続する6か月の期間内において必要と認められる期間、休暇を取得できるものです。出生応援休暇は無給の休暇となります。

本日、ご承認をいただきましたならば、令和3年10月1日から施行とさせていただきます。

以上、議案第57号「外国語指導助手の勤務条件等に関する規則の一部改正について」ご説明申し上げます。

何卒、よろしく願いいたします。

教育長

ただ今、学校教育課から説明をいたしましたが、ご意見ご質問はございませんか。

A 委員

出生応援休暇という言葉は初めて聞きましたが、既に市の職員に対してはこのような制度があるのかどうか教えてください。

学校教育課副参事

これは、令和3年10月1日に新たに設けられる制度になります。

A 委員

取得できる日数はどれだけですか。

教育総務課長

6か月未満ということになります。

B 委員

12月と記載があるのは12か月ということでしょうか。

教育総務課長

そのとおりです。

教育長

ほかに、ご意見ご質問も無いようですので、採決を採りたいと思います。

議案第57号「外国語指導助手の勤務条件等に関する規則の一部改正について」、賛成の方は挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

異議なしとのことをごぞいます。よって、議案第 57 号「外国語指導助手の勤務条件等に関する規則の一部改正について」は、原案どおり承認することに決定をいたしました。

教育長

以上で本日の審査案件はすべて終了いたしました。
委員の皆さんから何かございましたらお願いいたします。

教育長

特にないようですので、これをもちまして教育委員会を閉会いたします。